

# 東京都総合環境アセスメント試行審査会

## (第1回)

平成10年10月5日(月)  
都庁第一本庁舎 42 階特別会議室A

長谷川部長 ただいまから、第1回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中をお集まりいただきありがとうございます。

私は、会長が決まるまで司会を担当いたします環境影響評価担当部長の長谷川です。どうぞよろしく願います。

委員の紹介に入ります前に、事務的な連絡をさせていただきたいと思います。お手元に、東京都総合環境アセスメント試行審査会委員の委嘱状が置いてございますのでご確認ください。ございますでしょうか。

委嘱の期間は、本日から平成12年9月30日までの約2年間となっておりますので、よろしく願います。

なお、本日の会議は、傍聴希望者に傍聴を認めておりますので、ご了承方願います。

次に、各委員の方をご紹介いたしたいと思います。委員の紹介は、初めての会議ということもありますので、委員の皆様方、大変恐縮ですが、自己紹介をしていただければと思います。

私の方でお名前をお呼びいたしますので、委員になられた方、特に公募委員の方は、なられた抱負などをお聞かせいただければと思います。順番は、お手元の資料1「東京都総合環境アセスメント試行審査会委員名簿」の順に願います。

恐縮でございますが、最初に磯部委員、願います。

磯部委員 都立大学の磯部でございます。私の専門は行政法でございます。総合アセスメント制度は大事なものだと思っております、楽しみにしております。どうぞよろしく願います。

長谷川部長 大崎委員、願います。

大崎委員 大崎本一でございます。元東京都技監で、都庁におきましては、主として都市計画の面を担当しておりました。これから、都市計画の中にも環

境に対する配慮というものが大きな要素として入ってくるということでございますので、期待をいたしております。よろしく願いいたします。

長谷川部長 柏木委員はまだお見えになっておりませんので、亀山委員、お願いいたします。

亀山委員 亀山でございます。東京農工大学におります。主として自然環境、動植物生態系を担当しております。よろしく願いいたします。

長谷川部長 次に、雲野委員、お願いいたします。

雲野委員 おはようございます。雲野でございます。私、長年、あるメーカーの経営に携わっておりました。昨年、65になるのを機会に第一線を離れました。現在も非常勤で若干のつながりは持っておりますが、肩書がなくなって大変楽な毎日になりました。

実は、ただいま大変問題になっております国際標準化機構(ISO)ですが、私どもはメーカーでしたから、当然、早くから認定をもらわなければならないということで、これの品質管理あるいは平準性というようなものに取り組んでまいりました。現在では、メーカーのみならず、規模は小さいのですけども、自治体でもISOの認定を取る動きが出てまいりまして、大変結構なことではないかと思えます。東京都は大きな世界都市でございます。何とか、住みやすく安全な、いわゆる居心地のよいまちづくりをお手伝いできればなということで応募させていただきました。よろしく願いいたします。

長谷川部長 清水委員、お願いいたします。

清水委員 清水汪でございます。現在は、そこにありますように、財団法人地球・人間環境フォーラムにおいて仕事をさせていただいております。もっともこれは非常勤の理事長でございます。

私は、経歴的には、そこにありますように、もとは環境庁にありました。私がありましたときは、廃案になりました昔の環境アセスメント法に取り組んでおりましたが、不幸にして廃案になりまして、やむを得ず閣議決定方式にしたときの経験でございますが、環境庁を辞めましてから、中央環境審議会で、去年の暮れまで委員を務めさせていただきました。その段階では、ご案内のとおり、去年成立しました環境影響評価法案の中央環境審議会としての答申の仕事

に参加させていただいた思い出がございます。そういうことがございまして、東京都では、2～3年前から、前任の岡崎さんーいまは神奈川県知事になりましたが、岡崎氏の跡を、ご要請を受けまして、途中になっていましたが、総合アセスメント制度のとりまとめの終わりのところだけちょっと参加させていただいたということがございます。よろしく願いいたします。

長谷川部長 橘委員、お願いいたします。

橘委員 橘でございます。私、研究室では、いろいろな音の研究で、音を生かす方法、いいホールをつくるにはどうすればいいかなど、楽しくやっているので、外では、この間の騒音にかかわる環境基準であるとか、アセスメントの関係、そのような委員会にいろいろ出させていただいております。日本音響学会で道路交通騒音の予測の方法をずうっと検討しておりますけれども、そちらも委員長をやらされておまして、そういうことがこういうことに何らかの形で役に立つかなということで参加させていただいております。よろしく願いいたします。

長谷川部長 田中委員、お願いいたします。

田中委員 田中正です。筑波大学地球科学系に現在勤務しております。専門は水文学でして、水の循環を中心に研究しております。この東京都総合環境アセスメントは全国で初めての制度だそうなので、何とか実効あるものになるよう、お役に立てればと思っております。よろしく願いいたします。

長谷川部長 中井委員、お願いいたします。

中井委員 東工大の中井でございます。私の専門は都市計画で、どちらかというと、環境を守るというよりは環境を壊す方を長いことやっていたんですが、どういう経緯からですか、ずっとこの総合環境アセスメントには最初から議論に参加させていただいております。実は、昨日までヨーロッパに行っていたのですが、向こうと比べてみても遜色ないような制度ができていると感じておりますので、若干ですが、お力になれたらと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

長谷川部長 永井委員、お願いいたします。

永井委員 世田谷文化生活情報センター館長の永井でございます。資料では「世田谷区」となっておりますが、これは財団法人でございます、区よりも少しやわらかい運営をさせていただいております。

私どものところは、文化と生活をテーマにしたワークショップやレクチャー、講演活動などを行っているところでございます。最近行われました「世田谷ブリッジ」という事業では、環境とか福祉とかいうことをテーマにして、世田谷区民あるいはNPOの方々が、ワークショップという手法でいろいろなコミュニケーション活動をなさいました。そのような事業をいたしております。環境というのも私どもの仕事のひとつでございますので参加させていただくことにいたしました。どうぞよろしく願いたします。

長谷川部長 「財団法人」が抜けておりまして申しわけございません。  
それでは、花房委員、願いたします。

花房委員 おはようございます。花房と申します。公募して選んでいただいた者です。主婦で、子どもが2人おります。都民代表ということでは私は最適なのではないかと考えています。造園業についていた経験もありますので、そういったことも、もしあれでしたら生かせればいいなと思っております。ただ、不慣れですので、うまく意見が出せるかどうか心配ですけれども、庶民感覚でまいりたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

長谷川部長 松田委員、願いたします。

松田委員 松田でございます。私は、消費者問題について原稿を書いています。私自身は、ドイツに3年ほど住んでいたこともありまして、環境問題に対する考え方は国民性の違いもあるんだなということを常々感じております。それから、消費者問題というのは、いままではわりと、環境とはちょっと違った観点からいろいろと問題をとらえてきた傾向があると思いますが、いまはもう、消費者問題も環境を射程に置いて考えなければいけない時代だと痛感しております。そういう意味で、私は消費生活の立場からこの委員会のお仕事をさせていただきたいと考えております。よろしく願いたします。

長谷川部長 柳委員、願いたします。

柳委員 明海大学の柳でございます。専門は環境法を勉強しておりますが、東京都の総合環境アセスメントの検討委員会に平成5年から携わってまいりました。ここにおられる何人かの委員の方々と、こういう制度づくりということ

でいろいろ勉強させていただいております。今後は、こういう試行ということでまた携わっていくということで、できる限りの努力をしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

長谷川部長 どうもありがとうございました。

なお、本日は、岡本委員と森田委員は所用のため欠席でございます。柏木委員はご出席ということなので、お見えになったら改めてご紹介したいと思えます。

次に、都側の出席者の紹介をいたします。まず、環境保全局長の柿沼でございます。調整担当課長の深山でございます。審査担当課長の高橋でございます。審査担当課長の溝入でございます。総合アセスメント制度準備担当課長の池山でございます。総合アセスメント制度準備技術担当副参事の石橋でございます。以上です。

続きまして、審査会の開催に当たりまして、柿沼環境保全局長がご挨拶いたします。

柿沼局長 それでは、私から、試行審査会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。

お集まりの委員の先生方には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。東京都では、本年6月、これまでの条例に基づきます環境影響評価に先行して実施し、計画等の立案段階から環境に配慮するとともに、広域的な開発計画等における複合的、累積的な環境影響に適切に対応することを目的といたしまして、総合環境アセスメント制度を導入することといたしました。

この制度は、事業が決定される前の計画段階で情報を都民の皆様方に公開し、都民の皆様方のいろいろな意見をお聞きするという、開発初期の段階での市民参加型アセスメントでございます。全国の自治体で初めてのものであると考えております。同時に、都が進めております情報公開と都民参加のモデルケースとして、各方面から注目されていると私どもとしても考えております。

本審査会は、この総合環境アセスメント制度の根幹をなす組織でございます。委員の皆様方に専門的かつ中立的な立場から、環境影響の調査及び予測、評価に関する事項につきまして、調査・審議を行っていただくための機関として設置されたものでございます。

審査会の委員構成は、ただいまお一人おひとりの先生方から自己紹介を兼ねて抱負等もお話いただきましたが、環境影響の評価の重要性や手続きの透明性、あるいは都民参加などを勘案いたしまして、学識経験を有する委員の方々

12名、都民公募により委員の方3名、合計15名の委員で構成されております。委員の皆様をお願いいたします環境影響の評価内容の審査等につきましては、試行のための環境配慮技術指針や環境配慮ガイドライン本日これからご説明申し上げますが、これなど、一定の基準を定めまして、これをもとにご審査を願うことになっております。

この技術指針等には、従来の条例によるアセスメントに比べまして、複数の計画案の作成の義務づけや、地球環境等の新たな評価項目の設定、事業の実施による環境へのプラス面の評価など、新たな要素を盛り込んでございます。しかし、何ぶんこの制度は開発初期の段階での市民参加型アセスメントとして日本初の制度でございます。まず、制度の大枠を決めてから、2年間、制度の試行を実施いたしまして、試行の結果等を踏まえ、平成12年度から、この制度を本格的に実施していきたいと考えているところでございます。

このような新しい制度をつくった場合、どういう制度をつくるかよりも、どういうふうに運用するかが難しいとよく言われます。私どもでは、この制度をよりよいものにするために、局を挙げてこの制度の実現に取り組んでいきたいと思っております。今後とも、全力をあげて取り組みますので、よろしくお願い申し上げます。

委員の先生方には、大変お忙しい中ではございますが、この制度がよりよいものとして発展していくよう、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

長谷川部長 柿沼局長、ありがとうございました。

続きまして、議事に入りたいと思います。まず、この会議を円滑に運営していくために会長と副会長を選任していただくこととなっております。選任の方法は、お手元の資料3の試行実施要領の第23にきまりがあります。このきまりによりますと、まず委員の皆様方で会長を選出していただき、その後で、会長が副会長を指名することとなっております。

それでは、まず会長を選出していただければと思います。皆様、いかがでしょうか。推薦していただければありがたいのですけれども。

柳委員 僭越ですけれども、提案させていただきたいと思います。

アセスメントのみならず、環境行政に非常に幅広い知見と卓越した指導力を持っておられて、東京都の総合環境アセスメント制度の検討委員会のときの会長をされておられた清水汪さんが適任だと思います。

長谷川部長 ほかにいらっしゃいますでしょうか。

もし、ほかにいらっしゃらないようでしたら、清水委員に会長に就任していただくことに異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

長谷川部長 それでは、清水委員に会長にご就任いただきます。  
清水会長、会長席へお願いいたします。

(清水会長、会長席へ移動)

長谷川部長 清水会長、恐縮ですけれども、会長就任に当たりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

清水会長 ただいまご推挙いただきました清水でございます。もとより浅学非才でございますし、かつまた先輩もおられるわけでございますけれども、せっかくのご指名でございますので、一生懸命務めさせていただきたいと思いません。

会長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。

私は、この総合環境アセスメント制度のあり方を検討する検討委員会の会長として、昨年4月に検討結果を環境保全局長に報告いたしましたわけでございます。その後、環境保全局におかれまして、この報告をもとに都庁内の各局と調整を行い、このような形にまとめられたわけございまして、大変感謝を申し上げます。

私自身、先ほどちょっと自己紹介のところでも申し上げましたが、わずかですけれども、国の行政の方で環境アセスメントの問題について若干の経験がございます。いずれにいたしましても、開発と環境保全という相対立する立場をどう調整していくかということは非常に難しい問題であります。この両者の立場を調整していく上での有力な手段の一つが環境影響評価アセスメント制度であります。この総合環境アセスメント制度は、従来のアセスメント制度に先行して、計画段階から住民参加も得てアセスメントを行うという、いわば先進的な制度であります。

これは、皆様ご案内だと思えますが、国はまだここまで行っておりませんが、国でも、いまの法律が来年施行されまして、その次には計画段階からの環境アセスメントについて取り組むことが、先般の国会の審議段階でも言われているということがございます。言うなれば、全国のトップを切って東京都でこの取

り組みをするという意味合いがあるわけであります。この生まれたての総合アセス制度を大きく発展させ、東京における環境影響の未然防止を図っていくためには、行政、都民、この試行審査会など、関係者が協力してこの制度を支えていかなければなりません。

私ども試行審査会といたしましても、環境アセス制度の根幹として、中立的な立場から、アセスメントを行うことにより、計画段階での環境影響の未然防止に努めていく必要があります。そして、2年間の試行におきまして、まさに試行錯誤しながら、より円滑な会の運営を目指していきたいと考えております。

委員の皆様方の積極的なご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

長谷川部長 清水会長、ありがとうございました。

次に、会長に副会長を指名していただければと思います。

清水会長 会長が副会長を指名することになっているわけではありますが、私としては、これはぜひ大崎委員に副会長をお願いしたいと思います。

長谷川部長 副会長に大崎委員が指名されましたので、大崎委員には副会長にご就任い

ただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

大崎副会長、副会長の席へお願いいたします。

(大崎副会長、副会長席へ移動)

長谷川部長 大崎副会長、恐縮ですけれども、副会長就任に当たりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

大崎副会長 ただいま副会長にご指名をいただきました大崎でございます。総合環境アセスメント制度のあり方についての前の検討委員会では、先ほど清水会長からお話ございました岡崎会長の時代から副会長を務めさせていただきました。また、環境配慮制度の技術指針等検討委員会でも会長を務めさせていただきました。皆様のご協力を得ながら議事を進めてきたところでございます。

このたび、試行審査会の委員に就任いたすことになり、また、副会長にご指名をいただきましたので、皆様方とともにこの問題について全力を傾けてまいりたいと思います。

会長並びに委員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

長谷川部長 副会長、ありがとうございました。

それでは、これから先の議事につきましては、清水会長に議長をお願いしたいと思っております。清水会長、よろしく願います。

清水会長 それでは、議事の「今後の進め方」について審議をいたします。この件について、まず事務局から説明をしてください。

長谷川部長 今後の議事等のスケジュールについてご説明いたします。資料がないので口頭で言わせていただきたいと思います。

東京都としては、総合環境アセスメント制度の試行期間は、平成12年9月までの2年間を予定しておりますけれども、この試行期間中に、都が定める広域開発計画、個別計画の2件について試行を行いたいと考えております。このうち広域計画につきましては、秋留台地域の総合整備事業について予定しております、現在、担当局で同計画の見直し社会経済的な環境を踏まえた見直し作業を行っている状況でございます。もう一つの個別計画につきましては、どのような計画がふさわしいか、今後、庁内で詰めていきたいと思っております。

こういうわけでして、広域開発計画等につきましても、後で説明いたします技術指針等が今日決まったという形で、これを踏まえて環境配慮書等をつくっていかねばいけないので、実際に環境配慮書が出てくるにはもうしばらく時間がかかると思います。私ども、その間に、まず第1に、当試行審査会の運営要領の細目この会議の議事要録をどう取るかとか、情報公開をどうするかとか、そういう仕組みについて決めていただくとか、あるいは、私ども、大・副会長を中心にまとめられました技術指針とかガイドラインの内容説明、あるいは試行対象の熟度が増してきた場合、現地の見学等を含めて、実際に環境配慮書が提出されて試行する前には、その辺の準備を、時間的に多少余裕がありますので、1～2ヵ月に1度ぐらいのペースで開いていきたいと、いまのところ考えております。もう少し具体的な内容が決まりましたら、書面等でご説明できるようにしたいと思います。

以上でございます。

清水会長 ただいまのことにつきまして、何かご質問がございましたらどうぞ。

いま事務局からスケジュールのお話があったということになりますが、いか

んせんまだ内容がありませんので。それが今日の議事次第によりますと、審議事項ということではありますが、この段階で特にご質問がなければ、審議事項はその程度にしまして、次に報告事項に移りたいと思います。

それでは、6「報告」について、順次、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

石橋副参事 事務局からご説明させていただきます。担当副参事の石橋と申します。よろしく願いいたします。

「総合環境アセスメント制度の概要」ということで説明させていただきます。資料2をご覧くださいと思います。資料2「総合環境アセスメント制度の概要」でございます。

この制度の目的でございますけれども、これまで東京都は、環境影響評価条例（以下「条例アセスメント制度」という）を制定いたしまして、この制度が1980年に制定されまして、翌年の81年から施行になっております。これに基づきまして、事業の実施段階で、いわゆる環境影響評価を行うことによりまして自然環境の破壊や環境の悪化を防止するなど、大きな役割を果たしてきたという状況でございます。ちなみに、現在までにこの条例アセスメント制度に則りまして評価書案が提出された件数が、現時点で約180件です。ですので、年間で10件程度の件数が提出されております。

この条例アセスメント制度につきましては、計画案の内容が固まり、具体化する段階で実施するため、計画内容の見直しが弾力的に行えないことが、一つの課題としてございます。それから、事業時期の異なる複数の事業による複合的・累積的な環境への影響を的確に把握できない。これは臨海部等で問題点が指摘されておりましたけれども、そういった面を持っております。このため、これらの課題に適切に対応するため、1番目の目的としましては、計画立案のできるだけ早い段階から環境に配慮すること。2番目の目的といたしまして、広域的な開発計画等における複合的・累積的な環境影響に適切に対応するということを目的といたしまして、総合環境アセスメント制度を導入することになりました。

この制度と、東京都環境基本計画や条例アセスメント制度の関係でございますけれども、まず、東京都環境基本計画との関係では、東京都の環境基本計画につきましては、東京都における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、東京都の環境基本条例がございまして、この条例の第9条に基づきまして定められた計画でございます。この計画では、環境の保全に関する目標を示しまして、この目標を達成するため、三つの大きな目的がございまして、施策の「推進のための仕組み」、「施策の方向」、「配慮の指針」の三

つが定められておりまして、これらを実施することによりまして、環境への負荷の軽減や良好な環境の確保を図ることを目的としております。この環境基本計画では環境配慮を優先したまちづくりを実現するための重要な手法として、現行の条例アセスメント制度とあわせまして、この制度が位置付けられているということになっております。

4ページの図-1をご覧くださいと思います。「総合環境アセスメント制度と東京都環境基本計画との関係」ということでそこに図が書いてあります。上の左側から行きますと、先ほど申し上げました、東京都環境基本条例第9条に基づきまして、東京都の環境基本計画が定められております。その内容でございますけれども、環境保全に関する総合的・長期的な方針あるいは長期目標をこの中に示すとともに、その下に から まででございますけれども、環境保全を「推進のための仕組み」、「施策の方向」、「配慮の方針」を定めております。

この制度がこの中でどういう位置付けになるかということでございますけれども、「推進のための仕組み」の中の 印の2番目でございますけれども、環境配慮を優先したまちづくりのための有効な手法という位置付けになっておりまして、この手法の中には、規制的手法、誘導的手法とあわせまして、環境影響評価制度が位置付けられております。その中には、現行の条例アセスメント制度と本制度が位置付けをされております。

本制度につきましては、その下の四角をご覧くださいと思いますけれども、右側の「技術指針」、「ガイドライン」は後ほどご説明させていただきますが、この制度では、環境配慮技術指針に基づきまして、括弧の中に書いてあります項目につきまして検討し、環境配慮書を作成し、手続きを行うという位置付けになっております。また、その下の「ガイドライン」でございますけれども、この検討におきまして、ガイドラインに示されておりますのは、環境配慮目標や複数の計画案の作成の考え方をこのガイドラインの中に示してございまして、これを踏まえまして、複数の計画案を作成するという位置付けになっております。

もとにお戻りいただきしたいと思います。1ページの でございます。本制度と条例アセスメント制度との関係でございます。本制度は、現行の条例アセスメントに先行いたしまして、計画立案の早い段階におきまして、複数の案の比較検討も含めて環境への影響を総合的に評価いたしまして、この結果を計画の策定に反映させるという制度でございます。言うなれば、計画段階アセスメントという位置付けになっております。

一方、条例アセスメント制度につきましては、計画案の内容が固まり、具体

的に実施する段階で、事業による環境への影響を事前に予測し、環境の悪化や自然環境の破壊を未然に防止することが目的でございます。言うなれば、事業実施段階のアセスメントという位置付けになっております。

この制度と条例アセスメント制度の関係でございますけれども、その次のページをおめくりいただきたいと思っております。2ページでございます。表-1「総合環境アセスメント制度と条例アセスメント制度との比較」ということで、そこに比較が書いてございます。

右側の条例アセスメント制度から説明させていただきます。まず「目的」でございますけれども、先ほども申し上げましたように、条例アセスメント制度につきましては、計画案の内容が具体的に固まり、事業を実施する段階で環境への影響を事前に予測し、環境の悪化等を未然に防止するのが目的でございます。一方、総合アセスメント制度でございますけれども、この目的は、計画立案の早い段階で複数の計画案を作成いたしまして、これを比較評価することによりまして、計画段階で環境に配慮するのが目的になっております。

「適用対象」でございます。条例アセスにつきましては、事業実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれのある、いわゆる個別の事業を対象として実施しておりまして、現在の条例では、事業の種類とか規模で対象が決まっております。現在、26事業を対象に条例を実施しております。それから、総合アセスでございますけれども、当面、試行を実施しながら、本格実施までに、対象となる計画を決めていこうと考えております。したがって、基本的には、今後、条例対象事業を基本にいたしまして、いわゆる広域的な開発計画を含めた検討を行いまして、本格実施までに対象となる計画を明確にしていきたいと考えております。

「予測・評価」の「方法」でございますけれども、条例アセスメント制度につきましては、原則といたしまして、定量的な手法によりまして予測を行い、環境基準等があれば環境基準等に基づきまして評価をします。一方、総合アセスでございますけれども、この制度そのものは計画熟度の低い、いわゆる計画の立案の段階で実施いたしますので、計画熟度に見合った予測・評価を行えば良いと考えております。また、広域開発計画等につきましても、複合的・累積的な予測・評価を行っていききたいと考えております。

それから、「予測・評価」の「項目」でございます。条例アセスにつきましては、公害・自然環境等に関する項目ということで、現在、条例では、予測・評価項目として18項目を考えております。一方、総合アセスでございますけれども、公害・自然環境等のほかに、地球環境等の項目を新たに追加していきたいと考えておりまして、条例での予測・評価項目18項目に加えまして、地球環境等の項目、生態系、安全、防災というような9項目を追加しております。

3 「制度の運用」でございます。この制度の実施におきましては、後ほどご説明させていただきましても、試行のための「実施要領」、「環境配慮技術指針」、「環境配慮ガイドライン」を策定いたしまして、これに基づきまして試行を実施していこうと考えております。策定しましたこの実施要領等につきましては、本格実施の際には、試行の結果等に基づきまして必要な見直しを行いたいと考えております。

まず、「実施要領」でございますけれども、この要領は、制度の運用に必要な手続きを定めたもので、この要領に基づきまして、アセスメントの実施主体が提出した環境配慮書環境配慮書というのは、条例アセスメントで申しあげました環境影響評価書案的なものでございますけれども、この環境配慮書につきまして、説明会などの開催によりまして周知が図られるとともに、住民からの意見の提出などの諸手続きを行うことになっております。手続きの流れ等については、後ほどご説明させていただきたいと思っております。

また、この要領の中では、この手続きのほかに、本日開催されました、局長の諮問機関であります総合環境アセスメント制度の試行審査会の設置と、この審査会での環境影響の内容の調査・審議等を行うことについて定めております。

「環境配慮技術指針」でございます。この技術指針の中では、環境配慮書の作成のための技術的な指針でございます。この指針に基づきまして、アセスメントの実施主体は、地域特性に関する調査、環境影響に予測及び評価等を行いまして、この検討結果につきまして、環境配慮書としてとりまとめると位置付けをしております。

3ページの「環境配慮ガイドライン」でございますけれども、この制度では複数の計画案を作成し、複数の計画案につきまして予測・評価をし、各計画案の環境面から見た特性を評価することになっておりまして、このガイドラインの中では、環境配慮目標の設定及びこれを踏まえまして複数の計画案についての基本的な考え方を示しております。

5ページの図 - 2 をご覧いただきたいと思います。「総合環境アセスメント制度と都の条例アセス制度・国の環境影響評価法との関係」ということで1枚の図に載せてございます。この図でございますけれども、正確な手続きのフローではなくて、計画アセスと事業アセスとの関係がどうなっているかを図示したものでございます。アセスメント制度につきましては、大きく分けまして、真ん中から上、「計画段階」と書いてございますけれども、これがいわゆる計画段階アセスメント制度で、今日ご説明させていただいております総合環境アセスメント制度が位置付けられます。真ん中から下が事業実施段階アセスメントということで、都の現行条例アセスメント制度、それから、来年6月から施行が予定されております国の環境影響評価法の制度が事業実施段



と言いますけれども、この評価書案に対応します準備書を作成いたしまして、説明会を実施し、住民の意見とか知事・市町村長の意見を踏まえまして、環境影響評価書をつくるというのが、国のアセス法の流れになっております。

一方、条例アセスの流れにつきましても、やはり事業者がまず環境影響評価書案をつくりまして、説明会を開催いたします。この内容につきまして、都民とか区市町村の意見、公聴会を開催いたしますので公聴会で出された意見、そういったものに対して実施主体が見解書を作成し、その見解書の説明会を実施いたします。この見解書に出されました都民とか区市町村長からの意見等を踏まえまして、審査会が環境保全の見地から、環境影響評価書案に対して答申を出しまして、この答申や都民の意見等を踏まえて知事が審査意見書を出しまして、これを踏まえて環境影響評価書をつくるというのが条例アセスメント制度の流れでございます。

資料2につきましても以上でございます。

清水会長 それでは、ただいまのご説明に対しまして、何かご質問がございましたらお願いいたします。

磯部委員 全貌がまだよくわからないので、できればご説明を全部伺ってからご質問したいと思います。

清水会長 わかりました。それでは、先に行くことにいたしましょうか。

それでは、続きまして、「東京都総合環境アセスメント制度試行実施要領」についての説明をお願いします。

池山課長 資料3「東京都総合環境アセスメント制度試行実施要領」についてご説明いたします。

まず、「試行実施要領」となっておりまして、先ほどからのお話のとおり、2年間試行を実施しますということで、本年から平成12年9月までを対象に試行していこうということで、そのための要領でございまして、効力は2年間でございます。

資料3の第1章の中に「総則」がございまして、「目的」が第1に書いてございまして、これを読むとなかなかわかりづらいと思いますので、わかりやすく説明しますと、この総合アセスの試行実施をやる場合、この手続きを経ることによって、より環境に配慮した計画となるように調整していく手続きの仕組みを定めましたというのが第1でございまして。

今回、この制度の中に盛り込まれた事項が三つございます。一つは、早い段

階からの情報公開ということがございます。これは行政に要求されるものでございます。もう一つは、都民参加が二つ目のキーワードでございます。もう一つは、評価をする場合、複数案を検討して評価していこうということで、「早期の情報公開」、「都民参加」、「複数案の検討」がこの中に盛り込まれた事項でございます。その三つを組み合わせることによりまして、この手続きをやっていこうというのがこの制度の仕組みでございます。

次に「定義」がございます。第2のところ、この総合環境アセスメントはどのようなものかという定義をしてございます。これにつきましては、例えば道路とか清掃工場とか、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある計画をつくる場合には、計画の立案段階で予測とか評価を行って、これらの結果について公表しなさいというのが、この総合環境アセスメントの定義でございます。

では、どのようなものについてかけるかというのが「対象行為」であります。先ほど説明がありましたように、26種の個別事業とか、それを含めます、例えば秋留台開発みたいな3,900ヘクタールの開発行為、それを対象にやりますよと。ただ、試行の対象となるものは限定されております。

それでは、それをだれがやるのが「実施主体」でございます。だれがやるかというのは、その計画を立案する者、この場合は都の部局となっておりますけれども、都の部局が事前に環境影響を予測して、調査して、評価することになっております。

それから、「関係区市町村長」がございます。これは、関係地域を管轄する特別区の区長及び市町村長という形になっております。

それでは、「関係地域」とは何かといいますと、計画地域の範囲あるいはその周辺地域で、著しい影響を及ぼす地域として局長が定めたものでございまして、そこに関係する関係区市町村長という意味でございます。

次の2ページに移りまして、「資料の公開」と「区市町村長との連携」でございます。

これにつきましては、情報公開という建前から資料の公開をしますということと、局長が区市町村長と連携してこれの手続きをやっていきますよという規定でございます。それから、お手元に手続の流れ重なるかをと思いますが、B4の資料があろうかと思えます。総合環境アセスメントの試行の手続きの流れになっております。アセスメントの場合、いろいろな主体がここに参加する形になっておりまして、左から、主管部局、環境保全局、審査会、住民等、関係区市町村長、それぞれが参加しながらやっていこうというシステムでございます。

まず、「準備段階」というものが点線の下にございます。これにつきましては

は、主管部局が計画等を立案するときに、必要に応じて住民や関係区市町村長からの意見を収集する、あるいは専門家の意見を収集するという形になっております。それで計画を立案するときに、「主管部局」の点線の中でございますけれども、計画の立案の段階で、環境面からの整理ということで、環境配慮書の作成ということになっております。この環境配慮書の中身につきましては、資料3の第5、アセスメントの手続きの環境配慮書の作成の中に書いてございまして、どういうものがその中に盛り込まれるかという、対象行為の名称とか対象行為の目的、どういう形で評価するかという評価項目、環境の及ぶ地域、評価対象の計画案、環境影響の予測とか評価、環境配慮方針、こういうものがこの環境配慮書の中に盛り込まれます。環境配慮書につきましては、「主管部局」から矢印が出てございまして、環境保全局長にそれが提出される形になってございます。

提出された環境配慮書につきましては、「環境保全局」から右へ矢印が出ておりますが、関係区市町村長にこの環境配慮書の写しを送付しまして意見を照会し、区市町村長は、関係地域について意見があれば環境保全局長に申し立てます。それをもとにしまして、環境保全局長が、関係地域の範囲を決定いたします。これについては、関係区市町村長に連絡することとなっております。

それから、提出された環境配慮書につきましては、一つは住民等に公示されます。また、太い矢印ですが、審査会に諮問されます。一方では、関係区市町村長に意見が照会されるという形になっております。

住民に対する公示でございましてけれども、できるだけ住民が見やすい場所に、環境配慮書の概要、環境配慮書の中身が、公示・縦覧という形で提供されます。例えば、区役所の支所とか図書館とか、住民が見やすいところに置かれることになっております。提出された環境配慮書につきましては、関係区市町村長がその中身について意見がある場合は、それを環境保全局長に提出します。一方、主管部局におきましては、真ん中に四角がございまして、これは環境配慮書の中身について説明をすることになってございまして、説明会の開催等を行うことということで、住民に対して周知をします。住民はこれに対して意見を出す形になっております。住民につきましては、真ん中の右下になりますけれども、この環境配慮書の中身について意見書を環境保全局長に提出することになっております。提出された意見書につきましては、主管部局や審査会にその写しが送られることになっております。

それから、この環境配慮書の中身について意見を申し述べたいという人につきましては、真ん中の下の方にございまして「都民の意見を聴く会」従来は条例では公聴会と申しておりましたけれども、これを「都民の意見を聴く会」というわかりやすい表現にしまして、これを開きます。従来、都民の意見を聴く会

につきましては、条例では、間接的に行政が意見がある住民から意見を聞きまして、それを審査会に伝えておりましたが、今回の場合は、直接審査会の委員の皆様方が都民の意見を聴く会を主催しまして意見を聞いていただくという形にしております。その意見を聴く会の記録は環境保全局に送られまして、主管部局にも送られるという形になっております。

また、「主管部局」の下の方に、点線書きで「意見」がございます。これは、主管部局がこの環境配慮書の中身について、審査会に対して意見を申し述べたいというときには、必要に応じて意見を言う場が設定されます。また、審査会が環境配慮書の中身について、主管部局に意見を聞きたいということであれば、これも、「実施主体の意見を聴く会」がございますけれども、必要に応じて、実施主体の意見を聴く会を開催することができることになってございます。

これらを経て、環境配慮書の中身を審査会におきまして審議をしていただきまして、審議結果を出していただきます。それを環境保全局長へ答申という形でまとめていただいて、環境保全局長は、いままでの審議経過、さまざまな意見をまとめまして、審査意見をつくります。それを審査意見書の形にまとめまして主管部局へ通知します。一方では、この審査意見書は住民や関係区市町村長へ通知が行く形になっております。主管部局は、これを受け取りましたら、これを計画への反映という形でやっていただくという形でございます。

あと、お手元の資料3の6ページをお開きいただきたいと思います。そこに、この試行審査会の取決めが書いてございます。「設置」のところで、その権限に属させられた事項とか局長の諮問に応じ、総合環境アセスメントに関する重要な事項を調査審議させるため局長の諮問機関として設置されたということでございます。「組織」として、委員構成が、学識経験の方が16人、都民の公募の方が4人と枠が取ってございまして、当面、この15人体制で行く形になってございます。

それから、いまは置いてございませぬけれども、第21のところで、専門の事項を調査させるために必要があるときは、審査会に専門員を置くことができるようになっておまして、この試行をやっていく中で、必要があれば、学識経験を有する方を専門員として置きたいと考えております。

それから、「委員の任期」が第22にございまして、2年間でございます。

それから、「会長の選任等」がございまして、

7ページへ行きますと、「招集」でございませぬけれども、審査会は局長が招集することになってございます。それから、審査会の運営に関して必要な事項は運営要領で定めるということで、運営要領については、後でまたご説明させていただきます。

以上、雑駁ではございますけれども、手続きの流れでございました。

清水会長 それでは、引き続きまして、次の項目、「環境配慮技術指針及び環境配慮ガイドラインの概要」のご説明をお願いいたします。

石橋副参事 それでは、「環境配慮技術指針及び環境配慮ガイドラインの概要」について、説明をさせていただきます。資料5をご覧いただきたいと思えます。

本日、この技術指針とガイドラインの策定と、総合環境アセスメント制度試行審査会の設置並びに開催につきまして、午後からプレス発表を予定しております。今日ご説明させていただきますのは、このプレス発表用の資料ということで資料5をご説明させていただきますと思えます。技術指針とかガイドラインの詳細な説明につきましては、1回お聞きになっただけでは恐らくご理解できないと思えますので、また別の機会に改めましてご説明等をさせていただきますと思っております。

それでは、資料5をご覧いただきたいと思えます。「環境配慮技術指針及び環境配慮ガイドラインの策定並びに東京都総合環境アセスメント試行審査会の設置等について」でございます。「都では、総合環境アセスメントの試行実施に向けて、準備を進めておりますが、本日、試行に必要な環境配慮技術指針及び環境配慮ガイドラインを策定するとともに、試行実施要領に基づき東京都総合環境アセスメント試行審査会を設置し、その第一回会議を開催しましたので、お知らせします」というのがプレス発表の中身でございます。

まず、1番目の「環境配慮技術指針・環境配慮ガイドラインの策定」でございますけれども、総合環境アセスメント制度は、計画の早い段階から情報を公開し、環境に配慮した計画の策定に資する、わが国で他に例のない制度であります。このたび作成しました環境配慮技術指針及び環境配慮ガイドラインでは、複数の計画案の作成、環境へのプラスの効果の評価や計画熟度を考慮した予測・評価を行うことなどが盛り込まれた内容となっておりますということで、資料5-1を後ほどご説明させていただきます。

2番目に、「東京都総合環境アセスメント試行審査会の設置並びに開催」ということで、これは資料5-2でございますけれども、これも後ほど池山課長からご説明させていただきます。東京都総合環境アセスメント制度の試行実施要領はことし6月に策定いたしましたけれども、これに基づきまして、本日、試行審査会を設置し、第1回の会議を開催したということで、試行審査会の委員には、学識経験者12名に加えまして、都民公募委員3名の方に就任していただいているという中身となっております。

次の資料5-1をご覧いただきたいと思えます。「『環境配慮技術指針』及

び『環境配慮ガイドライン』の策定」ということで、副題としまして「東京都総合環境アセスメント制度の試行に向けて」となっております。都は、東京都総合環境アセスメント制度の試行の実施に向けて、先ほどご説明しました実施要領をことしの6月30日に策定いたしまして、これに基づきまして、技術指針、ガイドラインを策定いたしました。

この技術指針等の主な特徴をまず説明させていただきます。大きく三つございます。まず1番目が、複数の計画案の作成の義務付けでございます。この制度におきましては、計画立案の段階で環境に配慮するために、複数案を作成し、なおかつ公表することになっておりまして、作成に当たりましては、環境配慮目標を設定いたしまして、これを踏まえまして複数の計画案を作成することになっているのが一つの特徴でございます。

2番目でございますけれども、「地球環境等」の新たな評価項目の導入ということで、広い視野から環境に配慮するため、地球の温暖化防止、廃棄物、水資源など、いわゆる「地球環境等」の項目を新たに加えまして追加しております。

3番目の特徴でございますけれども、プラスの面や計画熟度に配慮した予測及び評価ということでございます。従来のアセスメント制度でございますと、周辺環境に及ぼすマイナスの影響だけを予測なり評価をしていたわけでございますけれども、この制度の中では、事業の実施によります環境へのプラスの効果の評価するため、豊かな環境の創造に寄与するという観点から項目を選定するとともに、この制度では、計画熟度の低い段階で実施するために、予測及び評価に当たりましては、計画熟度に見合った方法を用いることとしております。これが大きな特徴の3点でございます。

それから、この技術指針、ガイドラインの目的でございます。まず、技術指針の目的でございますけれども、先ほどの説明の繰り返しになりますが、総合環境アセスメント制度は、環境影響の予測及び評価等の内容を記載した環境配慮書を実施主体が作成するわけでございますけれども、これに基づきまして手続きを行うことになりますが、この技術指針は、環境配慮書作成のために必要な技術的な事項を定めたものでございます。

環境配慮ガイドラインの目的でございますけれども、このガイドラインにつきましては、環境配慮書作成に当たりまして、環境配慮目標の設定とか、複数の計画案の作成を、客観的かつ適切に行えることがこの制度の中では非常に重要でございますので、このガイドラインの中では、これらを作成するに当たっての基本的な考え方を定めております。これがガイドラインの目的でございます。

それから、環境配慮技術指針及びガイドラインの内容でございますけれども、

それぞれ別紙 1、別紙 2 がございまして、3 ページの次の次のページが別紙 1 でございます。これが技術指針の全文でございます。ずうっとめくっていただきまして、14 ページの次になりますが、別紙 2 がございます。これが環境配慮ガイドラインの全文でございます。これはまた別の機会に詳細にご説明させていただきたいと考えております。

これに基づきまして、環境配慮書を作成するわけですが、その手順は別図のとおりであるということで、別図をご覧いただきたいと思っております。3 ページの次でございます。別図として「環境配慮書の作成手順」ということで、フロー図が書いてございます。フロー図についてさっさとご説明させていただきたいと思っております。

基本的には、このフロー図については、技術指針の中で位置付けをされておりまして、この手順に基づきまして検討を行いまして、環境配慮書を作成する流れになっております。まず、試行の対象となる計画が決まりますと、その計画につきまして、左側の四角でございますけれども、事業実施によります「環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因を抽出」していただきます。基本的には、従来のアセスメントのような、マイナスの影響項目をこの中で抽出していただくという考え方でございます。一方、右側でございますけれども、事業の実施によります「豊かな環境の創造に寄与する行為の抽出」ということで、どちらかという、プラス面に着目した効果についての行為を抽出していただくというのが右側の四角でございます。

こうして抽出した行為・要因ごとに環境影響項目を選定していただくのがその四角の流れでございます。この選定をいたしました環境影響項目につきまして、環境影響を受けるおそれのある地域ということで、環境調査地域を設定いたします。

それから、左側に移っていただきたいと思っておりますけれども、先ほど設定いたしました環境調査地域及びその周辺地域を対象といたしまして、地域特性に関する調査を左側でやります。また真ん中に戻っていただきますと、この調査の結果等を踏まえて、環境影響項目の中から予測・評価の必要な評価項目を選定していただきます。その下の流れに行きますけれども、この評価項目につきまして、評価項目別に、複数の計画案の作成に当たり、環境保全上配慮すべき目標を「環境配慮目標」と言い、環境配慮目標を設定していただきます。この設定の際には、右側の四角に書いてございますけれども、環境配慮ガイドラインの中で、環境配慮目標の設定の基本的な考え方、複数の計画案作成の基本的な考え方が、このガイドラインの中に示しておりますので、これを踏まえて作成をしていただくことになっております。

この環境配慮目標を踏まえまして、計画内容や環境保全措置の異なる採用可

能な複数の計画案をこの四角の中で検討・作成をしていただくき、この複数の計画案につきまして、環境影響の予測、評価を行いまして、さらに、こういった検討の結果を踏まえまして、環境配慮方針を設定していただきます。こういった検討の結果をとりまとめまして、環境配慮書としてとりまとめるというのが、環境配慮書作成の手順でございます。

またもとに戻っていただきたいと思えます。2ページをご覧いただきたいと思えます。

先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、技術指針及びガイドラインの主な特徴でございます。まず1番目でございますけれども、「豊かな環境の創造に寄与する項目の設定」ということで、その内容でございますけれども、事業実施による環境へのマイナスの影響とあわせまして、環境へのプラスの効果もこの制度の中では積極的に評価をいたしまして、事業実施によります豊かな環境の創造に寄与する項目を、いわゆる「環境影響項目」という形で選定していただくというのが大きな特徴でございます。

2番目でございますけれども、「『地球環境等』の新たな評価項目の導入」ということで、大気、騒音、水質等、いわゆる公害関連項目や、動物、植物等の自然環境項目というものに加えまして、広い視野から環境に配慮するため、地球環境等の項目を追加しております。この追加しました項目につきまして、自然・未利用エネルギーの利用や雨水の利用、廃棄物のリユース・リサイクルなど、使用原単位や排出原単位等、原単位による削減の効果をこの制度の中では予測・評価をしたいと考えております。

3番目でございますけれども、「複数の計画案の作成」の義務付けでございます。この制度につきましては、計画立案の段階で環境に配慮するため、複数の計画案の作成及びその公表を行うことになっておりまして、複数の計画案の作成に当たりましては、次のような検討を行うものと考えております。

まず、アでございますけれども、「環境配慮目標の設定」でございます。複数の計画案の作成に当たりまして、環境保全上配慮すべき事項を環境配慮目標として設定するとともに、設定に当たりましては、東京都環境基本計画に定めます「環境保全に関する配慮の指針」ということで、東京都の環境基本計画の中では、土地利用別とか地域別の配慮の指針が定められておりますので、こういうものを基本としまして、環境の分野別の実施計画に定めます目標とか、施策の方向といったものを勘案し検討していただくとなっております。

イでございますけれども、「複数の計画案の検討・作成」でございます。計画案につきましては、上に書いてございます環境配慮目標を踏まえまして、対象行為の実施によります環境への影響をできる限り少なくするとともに、豊かな環境の創造に資するよう、計画内容とか環境保全措置にかかわる事項につい

て、複数の計画案という形で検討していただくわけですが、この検討結果を組み合わせることによりまして複数の計画案を作成するというのが大きな特徴でございます。

4番目でございます。「計画熟度やプラス面に配慮した計画案の予測及び評価」ということでございます。まずアでございますけれども、「計画熟度に見合った予測及び評価」ということで、予測・評価につきましては、計画熟度の低い段階で実施いたしますので、いわゆる複数の計画案の相互の比較が可能な範囲で、予測手法の簡略化とか、通常の条例アセス等では定量的に行うわけですが、計画熟度が低い等の場合につきましては、定性的な方法も用いることができるというのが大きな特徴でございます。

イでございますけれども、「計画案の評価の方法」でございます。環境影響評価の視点でございますけれども、評価は、対象行為の実施に伴う環境へのマイナスの影響と、豊かな環境の創造に寄与するプラスの効果という二つの評価の軸で、マイナス、プラスの両方の評価の軸で評価を行うというのが特徴でございます。

それから、3ページをご覧いただきたいと思います。複数の計画案の最終的な評価でございますけれども、評価に当たりましては、まず、各計画案について、評価の項目別に評価を実施しまして、この結果に基づきまして、計画案の総合的な評価を行うという組み立てになっております。総合的な評価を行った結果につきまして、環境面から見た各計画案の特性を明らかにするというのが総合評価の方法でございます。この総合的な評価に当たりましては、必要に応じまして、評価軸ごとの評価の項目別に重み付けをいたしまして、その結果を踏まえて行うものと考えております。

以上が技術指針の主な特徴でございます。

この技術指針とガイドラインの今後の検討課題でございますけれども、この技術指針、ガイドラインにつきましては、試行のためのものございまして、本格実施の際には、2年間の試行を実施するわけでございますけれども、試行の結果等を踏まえまして新たに技術指針、ガイドラインを作成したいと考えております。

技術指針とガイドラインの概要については以上でございます。

清水会長 最後は、「試行審査会の設置等」についてですね。それでは、説明をお願いします。

池山課長 それでは、資料6、資料7の、「試行審査会の設置」、「試行審査会の運営要領」についてご説明いたします。あわせて、運営要領を詳しくわ

かりやすくしたものが資料6となっておりますので、資料6を中心に話しさせていただきます。

まずは、繰り返しになりますが、「審査会の性格」がございます。審査会の性格としましては、局長の諮問機関として、試行実施要領で設置するということになっております。

「審査会の構成」は、先ほどのとおりでございます。

「審査会の職務」につきましては、四つ書いてございます。一つは、「局長から諮問された環境配慮書等の内容についての調査・審議」ということで、調査・審議を行って、その結果を局長に答申する形になっております。「都民の意見を聴く会の開催」ということで、委員の方全員で聞いていただいて、それをまとめていく形になっております。

「実施主体の意見を聴く会の開催」がございます。「技術指針等の改定についての調査・審議」ということで、技術指針等を改定する必要があるとすれば、この審査会の意見を聞きながらやっていくということでございます。

具体的にどういうことをやるのかが、4の「会議に関する事項」でございまして、一つは「審査会」ということで、委員15人で構成し、専門員の方は必要に応じて出席していただくことになっております。会長、副会長の選任はそこにあるとおりです。招集につきましては、審査会は局長が招集する形になっております。定足数がございまして、開会するには、委員の半数以上の出席が必要となっております。議事の表決でございますが、審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによると決められております。

「都民の意見を聴く会」ですが、開催につきましては、環境配慮書の中身につきまして、意見の公述を申し出た者を対象に、都民の意見を聴く会を開催して意見を聞くという形で、その開催日時等は局長が決定して公表することになっております。それから、この会議の議長は会長に行っていただきます。どういう人が意見を述べるかというのが公述人選定でございまして、公述を申し出た者のうちから、別に定めるところにより、都民の意見を聴く会で意見を述べることができる者（公述人）を選定する形になっております。人数とか中身につきましては、また別途決めていきたいと考えております。

「実施主体の意見を聴く会」ということで、これも委員15人で構成します。開催につきましては、実施主体から申し出があったときで、いまの場合は、都の関係部局から申し出があったとき、または、環境配慮書の中身について審査会が必要であると判断した場合には、その環境配慮書をつくる主管部局の意見を聴く会を設ける仕組みになっております。

この会議の議長につきましても、会長になっていただきたいと思っております。

「分科会」でございます。これはいま設置しておりませんが、将来的に必要があれば設置することになっておりまして、審査会が設置することになっております。当然、分科会には座長が必要ですが、これは科員が互選し、分科会は会長が招集するという形になってございます。

5「任期、報酬」は、委員の任期及び専門員の任期は2年間です。それから、原則として、更新は妨げない形になっております。ただし、都民公募委員の方につきましては、2年ごとに更新させていただきたいと考えております。報酬につきましては、局長が別途定める報酬を支払うということでございます。

以上、雑駁ではございますけれども、審査会の設置についてご説明申し上げました。

清水会長 以上、ご報告を伺ったわけであります。

では、この段階で、いままでのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等がございましたら、どうぞご自由にお願ひいたします。

磯部委員 まだ全体の理解度が足りないかもしれませんので、細かい話はまた別の機会があるかなと思いますが、比較的基本的なことかなと思うことを3点ほど、確認も含めてご質問いたします。

まず、この制度が、基本的に試行的なものであると。まずそういうものとして発足して、運転しながら、またいろいろルールも変えていくというのは結構なことだし、その方が本当の制度の実現性に資するだろうと思いますので、趣旨は大賛成ですけれども、何ぶん、法律学をやっておりますと、試行的なルールが関係者をどのくらい拘束するのかというあたりが気になりまして、あまりこういう議論はキチキチやらない方がいいのかなという気もするのですが……。

確認ですけど、要領と技術指針とガイドラインというのは、ルールと伺いました。これは全部形式的には局長が定めるものということによろしいですね。

池山課長 はい。

磯部委員 他方、実施主体は、都の各部局ですよね。そういう意味では、これは都知事が決めたものであるという話ですと、対都民との関係での拘束性はずっとない話ですけれども、都内部的には、当然、各実施主体、各部局をも拘束するルールとして確立しているんだという前提で出発してよろしいのか。あるいは、これ自体、まだいろいろ変わり得るものそういう感じもするんですね、確かに、本格実施に向けてはいろいろ見直すことも我々の任務の一つになっているようなので。この辺はデリケートなのかなとは思いま

すけれども、これらの拘束性の度合いをかなり厳密にきちんと考えていくのか。あるいは、いろいろな問題にぶつかったら、ここは、こういうふうに書いてあったけど変えようやというようなこともお考えの上での非常に柔軟なものなのか。今後、我々の作業にもかかわるかなと思いますので、最初の段階で伺っておきたいと思います。

また、例えば細かい話をすると、技術指針とガイドラインを分けておられるというの、どっちにしろ目安だろうと思いますけど、さらに技術指針だとかいうふうにやってもらえますよという趣旨であり、その分、一定部分については、とりわけ単なるガイドラインですよという使い分けをされているのかなとも思ったのですけれども……。その辺のご苦心があるのかと思います。法律家から見ての質問だにご理解ください。それが1点目です。

2点目は、これは言い方によっては意地悪になってしまうのかもしれないんですけれども、この制度は、要領の定義の中に「対象行為」があって、最初に部長さんからでしたか、当面、2件ほど考えておられると。それはわかりましたが、「試行の対象となる対象計画を対象計画」と言うという、ちょっと堂々巡りみたいな話になっていて、何を試行の対象とするのかというあたりはどういうルールで決まっていくのか。我々にとっては、それは所与のものとして与えられるというスタンスでしょうか。その辺も伺わせていただきたいと思います。

3点目は全然別のことですが、会議の公開とか議事録の公開とかいうことです。具体的なお説明は、さっきちょっとあったような気もしたのですけれども、最近、都の各種審議会は当然のように原則公開となってきていることは承知しておりますし、その傾向は当然のことだろうと思いますし、また、情報公開制度もますます公開の方向に進むことも承知しております。私も、幾つかの都の関係のこういう審議会等を経験したことから率直に感じておりますことは、これは申し上げ方に注意を要するのかもしれないかもしれませんが、常に公開であることがベストなのかどうかということです。例えば、ルールの見直しということもこの会の任務になってくるとしますと、この辺はこう直すべきではないかというようなことを率直に、しかも公開性を低める度合いの方向に発言するということは、公開の席上では普通はとてもやりにくいことがあります。その辺、スタート時点で少し考えておいた方がいいかなと思って参りました。その辺のお考えを伺わせていただければと思います。

清水会長 事務局からお願いします。

長谷川部長 1点目の、要領とか技術指針、ガイドラインの扱いですけれど

も、私どもとしては、ここに書いてある、手続きは基本的にはこの形が定まったもので、実施主体も、都民も、審議会の運営も、この手続きの流れ自体については、この形で試行はやっていきたいと思えます。

ただ、手続きの内容については具体的に決めておりませんので、実際は試行をやる中でいろいろ出てくると思えます。要するに、各手続きの中身につきましては、試行をやる中でいろいろ紆余曲折ある中で整理して、多少変わっていく可能性があるのではないかと思います。ここに書いてあります、意見を聴く会とか、実施主体から意見を聴く会、あるいは、環境配慮書をこういうふうに出しなさいとか、その辺はきっちり規定して、中身の具体的な運営については、まだ多少余地があって、全体的にそれを踏まえて、2年たった後で直そうという感じで思っております。

それから、先生のご指摘の、我々もいろいろ議論があったのですが、技術指針とガイドラインの位置付けになっていきますけれども、技術指針の場合は、私どもは、あくまでも実施主体が環境配慮書を作成するための手引きと思っております。一方、ガイドラインは、複数の計画のつくり方、あるいは、環境配慮目標の設定という形になっていきますので、客観性とか適切性が要求されますので、実施主体だけではなくて、審議に当たる試行審査会、都民の方もわかるような形で、一般則という形の位置付けでしております。

もう一つ、対象行為について、堂々巡りというお話がありました。我々も、対象行為が具体的に決まっていたら、限定列挙したらという話が内部で議論が出たわけですが、いわゆる実施要領をつくる段階で、まだ具体的な話、環境配慮技術指針ガイドラインができていなかったもので、基本的にこういう表現になったのですけれども、主旨は、本来であれば、試行対象がはっきりしていれば試行対象を明示するのが本来かなという気がしたのですけれども、つくった時点、逆に、技術指針とガイドラインができなければ具体的な動きもできなかったもので、こういう表現にさせていただきました。

3点目の情報開示につきましては、本来であれば、今日実は運営要領細目という形で、これは会長が皆さんに諮って決める話なので決めていただきたいと思ったのですけれども、いま今後制定される予定の情報公開条例などの関係で、行政管理課と相談しております。ちなみに、私どもの条例アセスの審議会の状況を言いますと、審議会については公開で、資料も公開です。部会については会議要録を公開する形になっております。今後制定予定の情報公開条例の趣旨から言うと、基本的にはできるだけ開示したいと思えますけれども、試行審査会の委員の皆さんが、ある意味では、自由闊達な発言ができる場を確保する必要もあるのではということから、情報公開条例を担当している部局と相談をして、委員の皆様にご意見等をお聴きした後で原案をまとめ、審議した後決めたい

と考えております。 質問のご趣旨に適切に答えているかどうかあれですが、一応、回答という形で、もし再度ご質問があったら、そこで具体的にやりたいと思います。

清水会長 よろしゅうございますか。

磯部委員 時間もありませんので、結構です。

清水会長 それでは、ほかにご意見がありましたらどうぞ。

柿沼局長 磯部先生のご質問に対するただいまの答弁の補足ですが、法的な視点から云々という拘束性の問題で、局長決定で大丈夫かというご心配のご質問をいただいたのですが、近々のうちに政策会議を招集して、この問題を議題に上げて、知事以下関係局長、私が出て説明して、東京都として方針決定をするということで、今日審査会の先生方にご説明し、ご理解をいただいた後、東京都としての方針決定をする段取りになっております。そういう意味で、各局事業をやっておられる局が、環境保全局長が決めたことに拘束されないとは言われないような、東京都としての仕組みづくりはきちんとやろうと思っております。

磯部委員 その点、確かにこれは都政全体にとってのかなり重点的と言っていい課題だろうと思いますし、知事の循環型社会づくりとか、そういうものにもまさに直結する課題だろうと思いますので、形式的には局長決定でよろしいと思うのですが、総合的な課題であるということをやぜひアピールしてやっていただきたいと思います。

そういう意味で一言、よけいかもしれませんけれども、確かに、実施主体の各事業部局にしてみれば、総論はそのとおりでしょうけど、ただでも苦労しているのに、また手続きが増えるのはたまったものじゃないという気分もわからないでもないですね。しかし、これは制度の構想としても、計画段階できちんと、従来はやらなかった手続きをきちんとやるのだから、それをやっておけば、事業段階に行ったときには負担が軽くなるというようなごほうびが何かあってしかるべきかなと思うんです。これは本格実施のときには考えるということなのかもしれませんけれども、試行段階でもいろいろなアイデアがあつてしかるべきかなという気もしますが。それは、お時間があれば伺いたいたのですが、特にいまでなくても結構です。

長谷川部長 私どもも、いまお話があった秋留台は、仮にここで試行した場合、あと個別の計画は個別の事業アセスになると思います。私どもとしては、手続きの重複は避けたいと思っておりますので、例えばいま私どもの条例で、スコーピング段階、予測評価のやり方とか評価項目を決めるということがありますけれども、多分、この総合環境アセスメントをやれば、そういう部分がはっきりしていれば、例えばスコーピングについては、それをもって代行することができるとか、あるいは、計画熟度等の関係で、同じ熟度で予測・評価して、時間的にもそう差がない場合には、それをもって代行できるという形で、二重の手間にならないような形で制度化していきたい。それは十分検討したいと思っております。

清水会長 いまの問題は、いずれも大事な点だと思います。試行するという事ですから、例えばいまのスキームの計画段階のアセスと事業アセスとの合理的な連携体制は、いずれ決めなければならないんですね。将来的には、条例の形に仮になるとすれば、それをどう書いておけば、そのところがうまく合ったことになるかということ、やはり書いてみないとよくわからない、決まらないということになると、試行そのものはやわらかくていいんだけど、試行段階のやり方そのものの中にも一回そういうものを文書で書けば、こうなるということを書いてみることも必要かもしれないような気が、いま伺ってしまいました。

それから、さっきの、これも大きな問題でしょうが、環境部局の決めたものと、いずれは条例になるということがあるわけですから、いまの段階はこれでもいいんだけど、試行をやっていく段階で、相手方にも、いずれは両方を拘束する上位のルールになるんだという理解のもとに、積極的に協力していただくと同時に、フランクに両方の意思の疎通を図ることが実際にできれば、非常にうまいものができる感じがいたします。

まだほかにもいろいろご質問なり何なりありそうですねけれども、全体の時間は、今日はどういう予定になっていますか。

長谷川部長 いま審議事項と報告事項については終わりましたので、一応閉めさせていただきたいと思っております。この後は、事務連絡等について別室を設けておりますので、そちらの方に移っていただければ。

清水会長 いま事務局からのお話のようなことでありますので、皆様方がそれでよろしければ、今日のこの場での審議はこの辺でとどめさせていただきたいと思っております。そのほかにも何か、事務局から事務的な連絡事項があります

か。

長谷川部長 特にございません。

清水会長 それでは、以上で、今日のこの会合はこの段階は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。